

第3期子ども・若者ワイワイプラン(第6章)

子ども・子育て支援事業計画(第3期)の改定について

【改定の経緯】

令和7年9月16日こども家庭庁事務連絡により、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」の改正予定が通知されました。

このことにより、国より基本指針等の改正を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画の変更の指示があったため、第3期子ども・若者ワイワイプラン第6章の子ども・子育て支援事業計画を改訂します。

【変更指示内容と西東京市の対応】

変更指示内容	西東京市の対応
ア 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期の必須記載 (乳児等通園支援の量の見込み)	乳児等通園支援の量の見込みについて、実施に向けた検討の結果や提供体制の確保状況を踏まえ、改訂を行う。 改訂案は次の通り。
イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項の必須記載 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていることを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。	第3期子ども・若者ワイワイプラン第6章の子ども・子育て支援事業計画(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に記載の取組内容の修正を行い、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について記載する。 改訂案は次の通り。

＜改訂案＞第3期子ども・若者ワイワイプラン第6章の子ども・子育て支援事業計画 P89

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

＜現行計画の記載＞

全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園支援事業です。月一定時間については、令和8年度及び9年度は3時間(内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体における経過措置に基づく)、令和10年度以降については、10時間と設定しています。

本市においては、こども誰でも通園制度の本格実施を見据え、令和7年度は準備期間とし、令和8年度から実施します。令和7年度中は、未就園の2歳児を対象にした預かり保育(東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業)を幼稚園において実施することで対応しつつ、ニーズを捉え、令和8年度以降の確保策を検討しています。

変更点

乳児等通園支援事業を利用する2歳児が年度の途中で満3歳児となることを踏まえ、円滑に教育・保育施設(満3歳児クラス)へ移行できるよう、教育・保育施設と乳児等通園支援事業との連携・接続について記載を追加する。また、実施に向けた検討の結果を踏まえ、量の見込みと確保の内容についての修正を行う。

＜修正後の記載＞

全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園支援事業です。

本市においては、こども誰でも通園制度の本格実施を見据え、令和7年度は準備期間とし、令和8年度から実施します。令和7年度中は、未就園の1～2歳児を対象にした預かり保育(東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業)を幼稚園において実施することで対応し、令和8年度以降は、0歳児の受け皿については保育施設、1～2歳児の受け皿については引き続き幼稚園を中心に確保していくとともに、円滑に満3歳児クラスへ移行できる仕組みづくりについて働きかけを行っていきます。

＜量の見込み＞ ※令和8年度から令和11年度のすべての見込み値を再計算し、修正した。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児 1歳児 2歳児	0人日 0人日 0人日	3人日 11人日 11人日	3人日 11人日 11人日	3人日 11人日 11人日
確保の内容	0歳児 1歳児 2歳児	0人日 0人日 0人日	10人日 28人日 123人日	10人日 28人日 123人日	10人日 28人日 123人日